

週休2日工事要領の取扱いについて（土木編）

1) 計画工程表の妥当性の判断について(要領第6条5)

- ・制度の趣旨を踏まえ、1週間につき2日の現場閉所であることを基本とする。

2) 作業日や休工日の変更について(要領第6条3, 4)

- ・制度の趣旨を踏まえ、できるだけ当初計画どおりに現場閉所を行うものとするが、天候や現場の進捗状況により予定外の休工日を現場閉所日とすることも可とする。ただし作業を少しでも行った日は現場閉所日とはならない。
- ・当初計画の現場閉所日において、やむを得ず作業が必要な場合は、監督員と協議のうえ現場閉所日と作業日を振替えることを可とする。
- ・休工日や作業日に変更が生じる場合は、速やかに工事主任に連絡を行うこと。

3) 現場閉所の判断基準について(要領第2条(4))

- ・現場閉所と認められるもの。（原則当該現場の担当者以外の者が対応）
 - ・水替え状況の確認
 - ・悪天候時の現場確認
 - ・コンクリート打設後の養生（散水や保温状況の確認のみの場合）
 - ・地元対応のうち、口頭による対応や軽微な作業を行うもの
 - ・緊急対応のため、軽微な作業を行うもの
 - ・休工時でも必要な場合の交通誘導
 - ・書類整理等の事務的内業
- ・現場閉所と認められないもの。
 - ・起工測量
 - ・試掘調査
 - ・コンクリート打設後の養生（確認の範囲を超え作業員の作業を伴う場合）
 - ・地元対応の結果、作業員による作業を行うこととなったもの
 - ・緊急対応が必要となり、作業員による作業を行うこととなったもの

4)最終的な週休2日履行の判断基準について(要領第2条)

- ・対象期間内において現場閉所（休日）率が28.5%以上である場合、週休2日を履行できたと判断する。
- ・工事着手日とは、準備工事（現場事務所等の設置又は測量の開始）に着手した日とする。
- ・工事完成日とは、各種仮設物を撤去し、現場及び工事にかかる部分の清掃を完了した日とする。

5)履行判断を行う際の確認資料について(要領第6条5)

- ・現場閉所を確認するための特別な資料は作成しないものとする。
- ・以下の資料などにより確認を行う。
 - i) 当初の計画工程表および振替等を記載した実施工程表
 - ii) 休暇取得計画（法定休日・所定休日）
 - iii) 月報のほか、作業日報等

6)履行遅滞の工事について(要領第5条)

（経費の補正）

- ・対象期間は履行継続後の工事完成日までとし、現場閉所（休日）率の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、補正分について減額の設計変更を行う。なお、工事を一時中止している期間や検討に要する期間は、対象期間に含まない。

附則

- 1 この取扱いは、令和2年6月30日から適用する。
- 2 この取扱いは、令和4年8月1日以降にしゅん功する工事から適用する。
- 3 この取扱いは、令和5年11月単価を使用する工事から適用する。

週休2日工事要領の取扱いについて(土木編) 対比表		
改定前	改定後	備考
<p>週休2日試行工事要領の取扱いについて(土木編) (略)</p> <p>1) 計画工程表の妥当性の判断について(要領 別紙-1) (略)</p> <p>2) 作業日や休工日の変更について(要領第6条3,4) (略)</p> <p>3) 現場閉所の判断基準について(要領第2条(3)) (略)</p> <p>4) 最終的な週休2日履行の判断基準について(要領第2条) ・対象期間内において現場閉所率が28.5%以上である場合、週休2日を履行できたと判断し、成績評定の加点を行う。 ・現場閉所率が28.5%に満たない場合は、週休2日を履行できていないが、25%以上28.5%未満の場合、及び21.4%以上25%未満の場合、それぞれ設計変更により経費の補正を行う。</p> <p>5) 履行判断を行う際の確認資料について(要領第6条5) ii) 工事施工協議簿(簡素化様式)</p> <p>6) 履行遅滞の工事について(要領 別紙-5 及び別紙-6) (経費の補正) ・対象期間は履行継続後の工事完成日までとし、現場閉所の状況に応じて経費を補正する。なお、工事を一時中止している期間や検討に要する期間は、対象期間に含まない。</p> <p>(工事成績評定) ・工期内における週休2日の履行が確認できた場合に加点評価を行うが、工事完成日が工期を超えることから加点評価は行わない。</p> <p>附 則 1 この取扱いは、令和2年6月30日から適用する。 2 この取扱いは、令和4年8月1日以降にしゅん功する工事から適用する。</p>	<p>週休2日工事要領の取扱いについて(土木編) (略)</p> <p>1) 計画工程表の妥当性の判断について(要領第6条5) (略)</p> <p>2) 作業日や休工日の変更について(要領第6条3,4) (略)</p> <p>3) 現場閉所の判断基準について(要領第2条(4)) (略)</p> <p>4) 最終的な週休2日履行の判断基準について(要領第2条) ・対象期間内において現場閉所(休日)率が28.5%以上である場合、週休2日を履行できたと判断する。</p> <p>5) 履行判断を行う際の確認資料について(要領第6条5) ii) 休暇取得計画(法定休日・所定休日)</p> <p>6) 履行遅滞の工事について(要領第5条) (経費の補正) ・対象期間は履行継続後の工事完成日までとし、現場閉所(休日)率の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、補正分について減額の設計変更を行う。なお、工事を一時中止している期間や検討に要する期間は、対象期間に含まない。</p> <p>附 則 1 この取扱いは、令和2年6月30日から適用する。 2 この取扱いは、令和4年8月1日以降にしゅん功する工事から適用する。 3 この取扱いは、令和5年1月単価を使用する工事から適用する。</p>	<p>削除</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>追加・削除</p> <p>削除</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>追加</p>